



平成30年度千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業

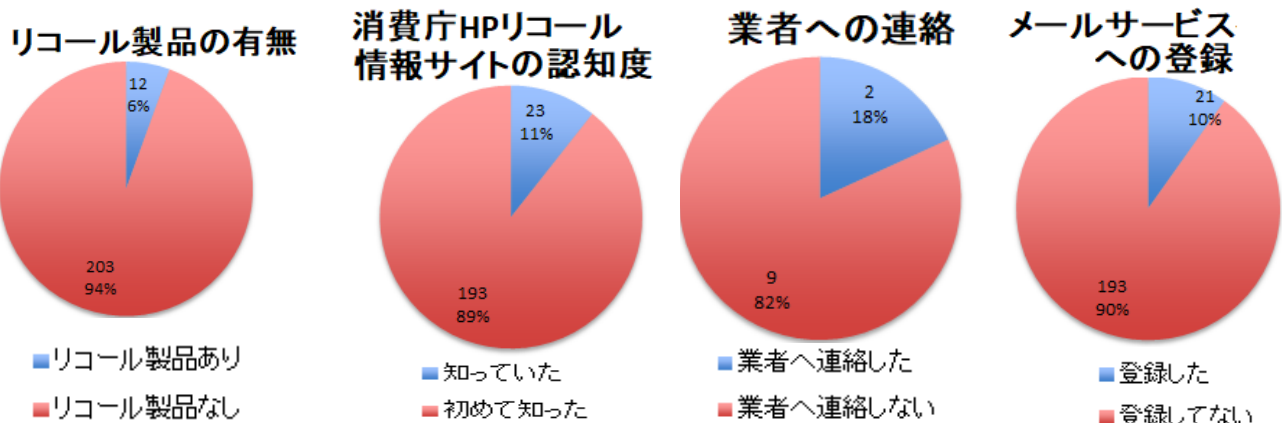
千葉県では平成21年度から平成29年度まで、年々複雑・多様化する消費生活に関する課題解決に向けた取り組みを推進するため、県民が企画・実施する委託事業を公募する「消費生活の安定及び向上に向けた県民提案事業」を実施しておりました。消費者行政充実ネットちばでは、県民提案事業を利用して、地方消費者行政活性化シンポジウム、リコールキャンペーンなどを実施してきました。残念ながら、県民提案事業は平成29年度で終了しました。

平成30年度からは、地域における消費者問題の解決力を向上させるため、市町村が地域住民や団体、近隣市町村等と連携して実施する取組みを県がマッチング・コーディネートし、その取組みを推進するために県が補助金を交付する「千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業」となりました。

消費者行政充実ネットちばでは次の2つの事業を提案して実施しました。

千葉県 幼児向けリコール製品回収事業

保護者を対象としたリコール製品に関するアンケートを市内7保育所（白旗・新宿・都・亥鼻・弁天・星久喜・神明）の協力のもと、保育所にて配布・回収を行い、リコール製品の発見・啓発・現状把握を行った。

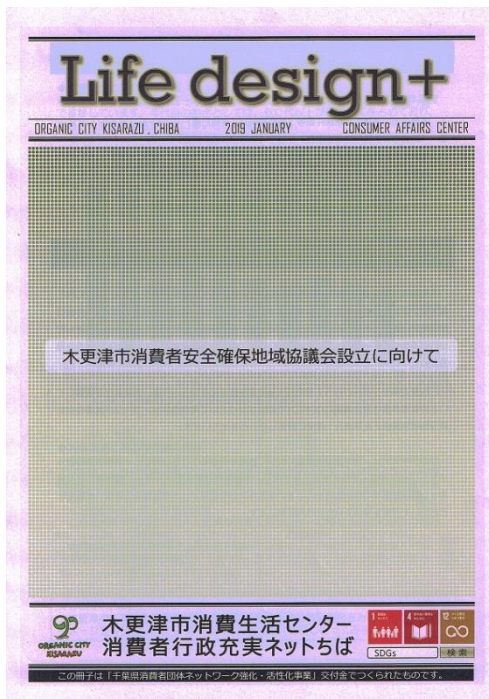


意見・感想（たくさんの貴重なご意見を頂きました。一部をご紹介します）

- ・リコール製品が多くて驚いた。一度もこれらの情報を得たことがない。知らせ方に工夫が必要だと思う。
- ・このようなアンケートがなければリコール製品をチェックする意識を持てなかったと思います。私のような人はいるかと思うので定期的にこのようなアンケートを行っていただけるとうれしいです。
- ・リコール一覧をもっと見やすくしてほしい。量が多すぎて調べられない。もっとカテゴリーを細かくするか重要度別にしてほしい。
- ・専用アプリで携帯から確認できるといいです。今回は対象の製品はありませんでしたが、購入を検討していたものがあったのでヒヤリとしました。
- ・自ら調べなきゃわからない（今までどこで調べれば良いのかもわからない）情報が多すぎてとても怖いと思いました。大切な事だと思うので、もっとアピールしてほしいなと思います。
- ・消費者側から度々リコールを確認する作業は忙しいのもあり、長続きしないと思います。又、購入してしまえば、商品の型番まで覚えている事もないでしょうし、いちいち再確認もしないと思います。リコールの周知徹底をしたいのであれば、車のリコールの様に、メーカー側が購入した人を把握して、通知を送ることが一番だと思います。

木更津市 市町村消費者行政の体制強化と地域連携ネットワーク構築に係る啓発事業

高齢者及び若年者に関する消費者被害の予防や救済を図るため、地域における消費者被害情報の発信や共有ができる地域の見守り体制の確立を目指し、木更津市において住民や行政が行うべき活動を確認し、見守り体制や地域での連携に向けて整備すべき事項についてまとめたテキスト冊子を作成した。



木更津市消費生活センターでは、平成29年度から「消費生活センター発 ACTION！SDGs プロジェクト」を進めています。本プロジェクトは、国連の提唱するSDGs（持続可能な開発目標）と本市が独自に行っている、人と自然が調和した持続可能な都市を構築し次世代につながる「オーガニックなまちづくり」の方向性が同じであることに着目し、両者を融合することによってタテ割りのないスムーズな社会を目指す取り組みのことです。

これまで本センターが行ってきたSDGs推進を踏まえながら、今後、消費者庁が推進している消費者市民社会の実現に向けて、その足がかりとして見守りネットワーク「消費者安全確保地域協議会」を平成31年度に設置したいと考えています。

このテキストは、地域協議会設置に関して議論を深めることを目的に「千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業」を活用し、木更津市消費生活センターと消費者行政充実ネットちばが合同で作成したものです。本テキストを使用し、地域協議会の意義や必要性などについて理解を深めていただければ幸いです。

平成31年1月 木更津市消費生活センター
消費者行政充実ネットちば

第3次千葉県消費生活基本計画(原案)に対する意見を提出 平成31年3月8日

基本目標1 誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり

市町村における相談体制の充実が地域の消費者被害防止のためには重要な課題です。この点、基本計画案には、「消費生活センターの整備や広域連携等、地域の実情を踏まえた効率的な相談体制について、市町村とともに検討」を進めていくとの記載がなされているにとどまり、具体的な施策についての記載がありません。そこで、さらに具体的に、県内各地域の実情の分析、各地域の実情に応じた施策の内容、どのように市町村との検討を進めるのか等につき、基本計画に明記して下さい。

基本目標2 消費者市民を育む教育の推進

消費者教育の推進は、単なる情報提供だけでは図れません。基本計画案で、消費者教育コーディネーター等の活用、人材の育成について触れられていることは本当に重要だと思います。そして、消費者教育を推進していくためには、県「主導」で、各市町村と調整しながら、消費者教育の担い手である人材の育成、活用、配置を行っていくことが非常に重要です。そこで、基本計画の中に、県が主導して消費者教育の担い手である人材の育成、活用、配置を行っていく旨を明記して下さい。

基本目標3 気づき、つなぎ、守る 地域の力の向上

高齢者等の消費者被害防止や成年年齢引き下げに伴う若者の消費者被害防止のために「安全・安心ネットワークづくり」が重要で、全市町村に消費者安全確保地域協議会が設置されることが求められると考えています。そして、この地域協議会の設置についても、県主導で取り組まなければ、各自治体の地域協議会設置の重要性は認識されません。そこで、基本計画の中には、「県主導」で、「全市町村に」地域協議会を設置すること（目標）を明記して下さい。また、全市町村に地域協議会を設置していくため、消費者行政担当職員の意見交換（グループディスカッション等）を実施する等の具体的な施策の記載をお願いします。さらに、特殊詐欺の認知件数減少目標の数値化、被害防止の取組の効果実証をする旨を明記して下さい。

基本目標4 取引の適正化と悪質事業者への指導の推進

基本計画案には、特商法の執行件数の具体的目標値が設定されていません。県による悪質業者の取り締まりが消費者被害防止にとって重要なことは明らかです。

そこで、基本計画の中にも特商法の執行件数の具体的目標数値を明記して下さい。

また、訪問販売お断りステッカーの配布等、悪質訪問販売被害の防止のための取組も進めていくことを基本計画に盛り込み、訪問販売お断りステッカーの効果検証を県が行うことも明記して下さい。